

mijica 会員規定を廃止する規定

mijica 会員規定は、廃止します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規定は、2022 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 前項にかかわらず、この規定の実施前に行われた会員による mijica の利用に関して生じる当行の事務処理や会員との資金の精算については、mijica 会員規定第 2 条第 1 項、第 4 条第 3 項、第 5 条第 4 項、第 6 条、第 7 条第 3 項、4 項、6 項、第 7 項及び第 12 項、第 8 条、第 10 条から第 13 条、第 18 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条第 1 項及び第 2 項、第 26 条並びに第 29 条から第 31 条までの規定により取り扱います。

mijica マイナポイント特約は、廃止します。